

箕面市民温水プール整備運営事業

事業者選定基準

令和7年1月

箕面市

— 目 次 —

第 1	本書の位置づけ	1
第 2	事業者選定の概要	1
1	事業者選定方式.....	1
2	事業者選定方法.....	1
3	事業者選定の体制.....	1
第 3	審査の手順	2
1	参加資格審査（第一次審査）.....	3
2	提案内容審査（第二次審査）.....	3
第 4	優先交渉権者の決定	4
1	優先交渉権者の決定.....	4
2	結果及び評価の公表.....	4
3	優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	4

第1 本書の位置づけ

箕面市民温水プール整備運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、箕面市（以下「市」という。）が、箕面市民温水プール整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った参加者を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加者の行う提案等に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、サービス水準との適合性、維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更にリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として資格審査、第二次審査として提案審査を行う。なお、資格審査は、提案審査の対象となる応募者を選定するためにのみ行うこととする。

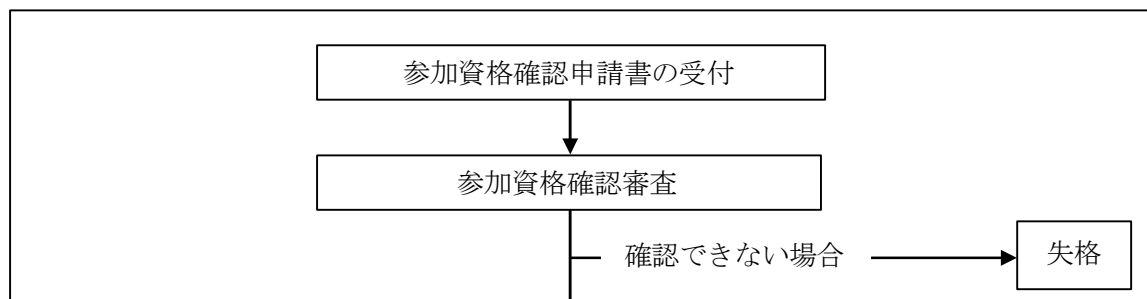
3 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が開催する「箕面市民温水プール整備運営事業 DBO 事業者及び指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びに参加者より提出された提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
なお、選定会議は非公開とする。

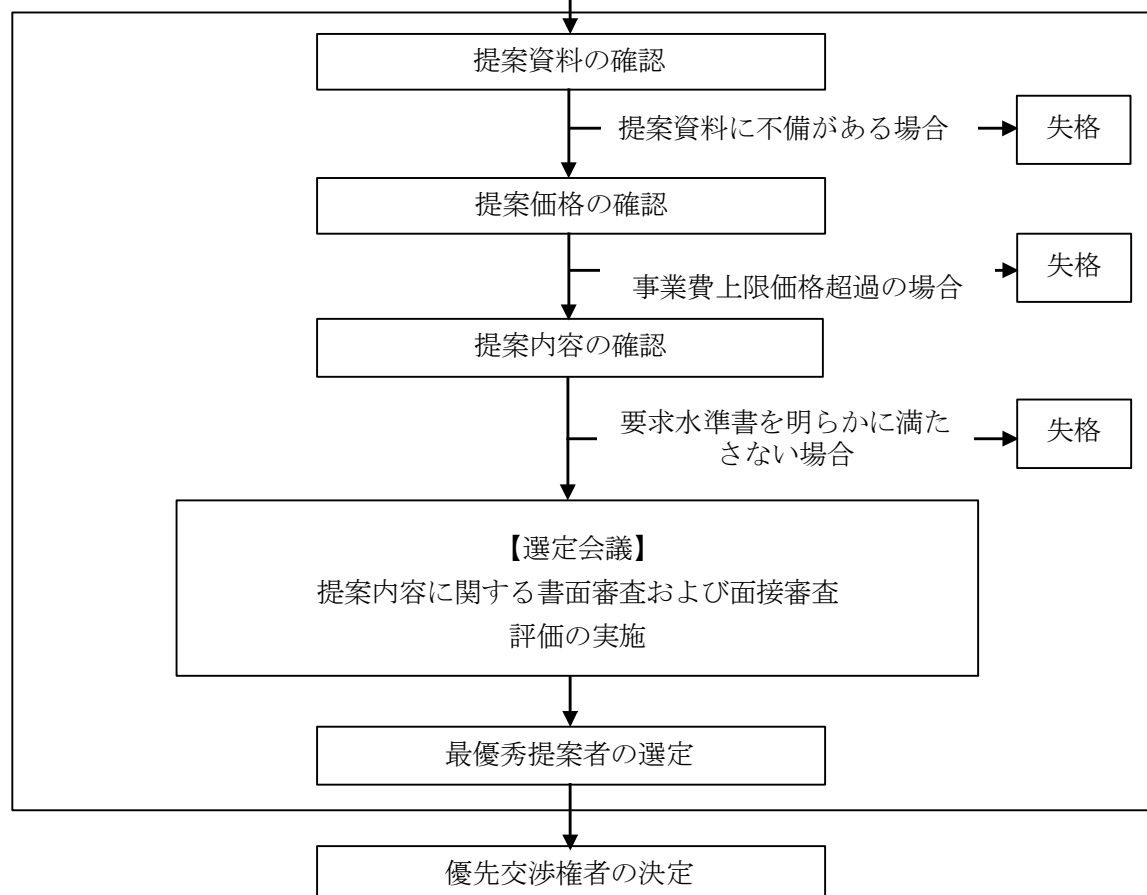
第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

1 資格審査（第一次審査）



2 提案審査（第二次審査）



1 資格審査（第一次審査）

資格審査では、参加者が備えるべき資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格とする。

2 提案審査（第二次審査）

(1) 提案資料の確認

市は、提出された提案資料を確認し、様式集に記載した提案書類がすべて提出されているかを確認する。提案資料に不備がある場合は、失格とする。

(2) 提案価格の確認

市は、提案資料に記載された施設整備費（設計委託料、工事監理委託料、工事請負費の合計）が、上限価格を超えていないことを確認する。施設整備費が上限価格を超える場合は失格とする。上限価格は989,956,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

事業者選定基準の評価における提案価格は、以下の数式で求める。

施設整備費（設計委託料、工事監理委託料、工事請負費の合計） + （指定管理料 or -納付金）

(3) 提案内容の確認

参加者の提出した提案資料の内容が、要求水準書の記載内容を充足しているかを確認する。要求水準書を明らかに満たさない場合は、失格とする。

(4) 提案内容に関する書面審査および面接審査、評価の実施

選定会議において、書面審査と面接審査（プレゼンテーション）を行い、参加者の提案内容を総合的に評価する。

(5) 各評価得点の配点

各評価得点の配点は以下のとおり。

項目	配点
提案金額に関する評価	100
DBO事業者グループに対する評価	200
維持管理運営事業者に対する評価	200
合計	500

※ただし、維持管理運営事業者に対する評価の得点が6割に満たない参加者グループは失格とする。

3 提案資料および評価基準について

提案資料および評価基準は別表のとおり。

第4 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、評価得点の合計の高い順に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（評価得点の合計が同点のとき）は、選定会議構成員の協議により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者の選定結果は、各参加者の代表企業に通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、審査の経過及びその内容に関する問い合わせには応じない。なお、審査結果のうち、優先交渉権者として特定した者とその評価結果（提案者名及び評価点数の合計）は市ホームページにより公表する。公表については、優先交渉権者以外の業者名は記号化する。また、次点交渉権者が優先交渉権者となった場合は、その時点で次点者の評価結果（提案者名及び評価点数の合計）を市ホームページにより公表する。

また、優先交渉権者が基本協定を締結した後に、市は優先交渉権者に対し、優先交渉権者の各評価項目の点数を通知する。事業開始以降のモニタリングにおいて、各業務における提案不履行が確認された際には、この点数をもとに違約金を算定し徴収する場合がある。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案として選定する。

A

配点	評価点
100点	

I. 提案価格に対する評価

$$\left[\left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{最良額}}{\text{事業費}} \right] - \frac{\left[1 - \frac{\text{最悪額} - \text{最良額}}{\text{事業費}} \right]}{2} \right] \times 100$$

※提案価格は（設計委託料、工事監理委託料、工事請負費の合計）＋（指定管理料 or 一納付金）とする。

※事業費は989,956,000円とする。

II. DBO事業者グループに対する評価

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	区分	最高点	定量	定性	様式
参加者グループの実績	DBO体制等の実績	維持管理運営事業者のDBO事業やPFI事業等の参画実績を評価		※「公の施設」の整備・維持管理運営事業のみを対象とする。	定量	10点			5-1
		・実績が複数ある場合	10点						
		・実績が1件の場合	5点						
		・実績がない場合	0点						
	設計企業の実績	同規模以上の屋内温水プールの設計実績を評価		※「同規模以上」とは、25メートル×6レーン以上とする。	定量	10点			5-2
		・実績が5件以上の場合	10点						
		・実績が1件以上5件未満の場合	5点						
		・実績が0件の場合	0点						
	建設企業の実績	同規模以上の屋内温水プールの施工実績を評価		※「同規模以上」とは、25メートル×6レーン以上とする。	定量	10点			5-3
		・実績が5件以上の場合	10点						
		・実績が1件以上5件未満の場合	5点						
		・実績が0件の場合	0点						
工事監理企業の実績	同規模以上の屋内温水プールの工事監理実績を評価		※「同規模以上」とは、25メートル×6レーン以上とする。	定量	10点			5-4	
	・実績が5件以上の場合	10点							
	・実績が1件以上5件未満の場合	5点							
	・実績が0件の場合	0点							
事業計画	工程計画、実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年6月（予定）までの竣工・引渡に向けて適切な工程計画となっているか。 本事業を安定的に実施するための実施体制（構成員の役割・責任分担、バックアップ体制、人員配置等）、リスク管理、セルフモニタリング計画等について優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。 	40点	※提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	40点			5-5 5-6
	多世代が利用できる施設	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的なデザインや空間等、年齢を問わず市民の利用促進につながる優れた提案がされているか。 障害者や多様な性（LGBTQ+）に配慮し、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。 	20点	※提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	20点			5-7 図面集
	利用者・地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 車、自転車、徒歩など複数のアクセス手段を考慮し、周辺道路からアクセスしやすい施設計画について優れた提案がされているか。 バスの昇降時における待機場所の確保や国道への飛び出し防止等、敷地内の安全性確保について優れた提案がされているか。 敷地周辺の住環境に配慮し、施設からの騒音や臭気などを低減させる優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。 	20点	※提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	20点			5-8 図面集
	安全・安心への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 設備の監視や見回りなど、事故を未然に防ぐための優れた提案がされているか。 施設で事故が起きた際に迅速な対応が可能となるような優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。 	20点	※提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	20点			5-9 図面集
	維持管理運営費用削減への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な維持管理運営費用の削減を図り、施設の財政負担を軽減するための設備選定や保守点検・修繕計画について、優れた提案がなされているか。 省エネ設備の導入などにより長期的に環境負荷を低減するための優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。 	20点	※提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	20点			5-10 図面集
	特別提案	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯の利用を促進するための幼児用プールの設置等、施設全体の魅力を高め、多くの市民に愛される施設となるための優れた提案がされているか。 建設コストが契約額を超過した場合に備え、市への負担を回避するための明確な対応方針が策定されているか。 その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。 	40点	※提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	40点			5-11 図面集
評価点計						200点	0点	0点	

B

Ⅲ. 維持管理運営事業者に対する評価

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	区分	最高点	定量	定性	様式
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※自己資本÷総資本×100	定量	6点		6-1
		・50%以上	6点						
		・30%以上50%未満	3点						
		・20%以上30%未満	0点						
	流動比率の状況	短期的な支払い能力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※流動資産÷流動負債×100	定量	6点		6-2
		・150%以上	6点						
		・120%以上150%未満	3点						
		・100%以上120%未満	0点						
	過去3ヶ年の決算状況（赤字の有無）	収益力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	定量	3点		6-3
		・赤字なし	3点						
		・3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	2点						
		・3ヶ年のうち2ヶ年が赤字	1点						
	キャッシュフローの状況	営業キャッシュフローで評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※上場企業であるか否かにかかわらず、キャッシュフロー計算書を作成していれば、その内容を評価する。 ※キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）に基づく算出を可とする。	定量	6点		6-4
		・1億円以上	6点						
・5000万円以上1億円未満		4点							
・1000万円以上5000万円未満		2点							
固定長期適合率の状況	長期の資産と長期の負債のバランスを評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※固定資産÷（自己資本+固定負債）×100	定量	6点		6-5	
	・100%未満	6点							
	・100%以上125%未満	3点							
	・125%以上150%未満	0点							
有利子負債月商比率の状況	財務健全性を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※有利子負債 ÷ 1月あたり売上高	定量	4点		6-6	
	・3倍未満	4点							
	・3倍以上6倍未満	0点							
	・6倍以上	-4点							
売上高経常利益率の状況	経営効率や収益性を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※経常利益 ÷ 売上高×100	定量	4点		6-7	
	・20%以上	4点							
	・5%以上20%未満	2点							
	・0%以上5%未満	0点							
地域精通度	事業者の所在地	本店、支店、営業所等の所在地を評価			定量	10点		6-8	
		・府内に本店あり	10点						
		・府内に支店、営業所等あり	5点						
		・府内に本店、支店、営業所等なし	0点						
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価		※災害時応援協定等を市と締結している団体を評価。応募する団体の所属している団体が、市との協定等を締結しているときも評価の対象とする。	定量	5点		6-9	
事業者の実績・能力	事業者の同種・類似業務の実績	事業者の同種・類似業務実績を評価			※「同種業務」とは、小学校学習指導要領解説体育編に基づいた小学校水泳指導業務とする。（グループ会社として他支店での実績を含む） ※「同規模」とは、インストラクター1名あたり小学校児童25名程度もしくは認定こども園・幼稚園・保育園児25名程度とする。 ※「類似業務」とは、学校園（認定こども園・幼稚園・保育園・中学校）における水泳指導委託業務とする。（グループ会社として他支店での実績を含む）	定量	15点		6-10
		・同種かつ同規模以上の業務実績あり	15点						
		・同種かつ1/2以上の規模の業務実績あり	8点						
		・類似の業務実績あり	4点						
		・上記いずれも実績なし	0点						
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価			※「有効な国家資格等」とは、公益財団法人日本水泳連盟認定「基礎水泳指導員・水泳教師資格」、日本障害者スポーツ協会公認「初級バラスポーツ指導員」とする。	定量	5点		6-11
		・資格あり	5点						
	配置予定従事者の業務実績	同種・類似業務の実績の有無を評価			※「同種業務」とは、小学校学習指導要領解説体育編に基づいた小学校水泳指導業務とする。（グループ会社として他支店での実績を含む） ※「類似業務」とは、学校園（認定こども園・幼稚園・保育園・中学校）における水泳指導委託業務とする。（グループ会社として他支店での実績を含む）	定量	15点		
		・責任者として同種業務に従事した実績あり	15点						
		・同種業務に従事していた実績あり	10点						
		・類似業務に従事していた実績あり	5点						
配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種・類似業務内容に関する専門知識等の有無を評価			※「専門知識」とは、公益財団法人日本水泳連盟認定「基礎水泳指導員・水泳教師資格」、日本障害者スポーツ協会公認「初級バラスポーツ指導員」に類する水泳指導における資格や支援児童に対するインストラクター経験・専門知識とする。	定量	10点			
	・専門知識等あり	10点							
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況の評価	5点	※団体独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	定性	5点		6-12	
	適正な履行確保のための研修計画	指定期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	6点	※研修対象は現場の作業従事者とする。 ※団体独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。	定性	6点			
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	業務水準書に基づく事業計画と業務体制を評価	5点	※事業計画と業務体制との適合性を評価する。	定性	5点		6-13	
品質保証への取組	IS09001（品質）認証の取得状況	品質マネジメントに関する取組状況の評価		※登録証の写しを提出 ・IS09001（品質マネジメントシステム） ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※プロポーザル告示日現在の取得状況とする。	定量	3点		6-14	
	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況の評価	5点	※苦情処理要領（マニュアル等）の有無、内容（役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須）	定性	5点			

箕面市民温水プール整備運営事業者 事業者選定基準

別表

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	区分	最高点	定量	定性	様式
福祉への配慮	障害者雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用が義務づけられている事業者の障害者雇用率を評価		※「法定雇用率」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年法律第292号）第9条の障害者雇用率をいう。 ※「雇用が義務づけられている事業者」とは、常用雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条に定める数以上の事業者をいう。 ※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある事業者（常用雇用労働者数が40人以上の事業者）については、障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し（プロポーザル告示日の直前の6月1日現在のもの）を提出 ※重度障害者は、1人当たり2人分で換算する。1週間当たりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は、1人分で換算する。（以下の項目において同じ。）	定量	2点			6-15
		○障害者雇用率2.5%（法定雇用率の2倍）以上	2点						
		○障害者雇用率2.5%（法定雇用率）以上 %（法定雇用率の2倍）未満	1点						
		○障害者雇用率2.5%（法定雇用率）未満	0点						
		義務づけられていない事業者の障害者雇用者数を評価							
		○障害者2人以上の雇用あり	2点						
○障害者1人以上2人未満の雇用あり	1点								
○障害者1人以上の雇用なし	0点								
男女協働参画の実現への取組	育児・介護の休暇休業制度への取組	出産育児に係る休暇休業制度の有無及びその内容を評価	3点	※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の基準を明らかに下回る内容のものは減点する。 ※社内規定（労使協定等）の内容により評価する。	定性	3点			6-16
		介護に係る休暇休業制度の有無及びその内容を評価	3点						
	女性の採用・職域拡大への取組	女性の採用・職域拡大への取組を評価	3点	※就業規則、給料表等の確認できる書類を提出	定性	3点			6-17
地域活動への取組	市の地域活動・文化活動への協力姿勢	業務開始後の市の地域活動・文化活動への取組（参加）計画を評価	3点	※参加計画書等を提出	定性	3点			6-18
災害時等における業務体制	災害時等の業務履行体制の整備	災害等緊急時において、適正に業務を履行できる人員体制の整備状況を評価	5点	※マニュアルを提出	定性	5点			6-19
	災害時等における市への協力体制	災害時における通常業務以外の市への協力についての提案を評価	5点	※提案書を提出	定性	5点			
指定管理期間終了後の引継ぎ	指定管理期間終了後の引継ぎ	指定管理期間終了後の引継ぎに関する提案について評価	3点	※提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	定性	3点			6-20
人権問題への取組	人権研修の実施状況	人権研修の実施の有無及びその内容を評価	2点	※研修報告書、研修に使用したテキスト等を提出	定性	2点			6-21
	セクシュアル・ハラスメント防止への取組	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等の有無とその内容を評価	2点	※セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する団体規定等（団体報、パンフレット可）の内容を評価する。 ※相談窓口（相談員）の設置（配置）状況を評価する。	定性	2点			6-22
	パワー・ハラスメント防止への取組	パワー・ハラスメントの防止に関する社内規定等の有無とその内容を評価	2点	※パワー・ハラスメント等の防止に関する団体規定等（団体報、パンフレット可）の内容を評価する。 ※相談窓口（相談員）の設置（配置）状況を評価する。	定性	2点			6-23
情報保護に関する取組	個人情報保護に関する取組状況	個人情報保護に関する取組状況を評価	3点	※個人情報保護方針・マニュアル等、個人情報関連の資格認証の写し・登録証の写し等を提出	定性	3点			6-24
地域経済への波及効果	市内居住者の雇用	当該業務を活用した市内居住者の新規雇用予定を評価	5点	※雇用計画書を提出	定性	5点			6-25
特別提案等	特定テーマに係る提案	・民間ノウハウを活かした自主事業の提案等、維持管理運営業務面において、公共プールとしての魅力を向上させ、市民の利用促進につながる優れた提案がなされているか。	15点	※各テーマに対する提案内容の的確性・独創性・実現性を評価	定性	40点			6-26
		・児童生徒の泳ぎの習熟度に応じた多様な支援メニューの検討や、通常休館日以外の施設の休館を未然に防ぎ、予定通りに水泳指導を実施するための運営体制の確保等、水泳指導業務委託の効果を高めるための優れた提案がなされているか。	15点						
		・維持管理運営業務面におけるその他特別提案	10点						
評価点計						200点	0点	0点	

C

評価点の合計	配点	評価点
A I. 提案金額に関する評価	100点	
B II. DBO事業者グループに対する評価	200点	
C III. 維持管理運営事業者に対する評価	200点	
合計	500点	